

福岡市保健福祉審議会 高齢者保健福祉専門分科会

(平成 24 年度第 1 回) 議事録

1 日時

平成 24 年 8 月 7 日(火曜) 午後 3 時～午後 5 時

2 場所

福岡市役所 7 階 第 1・第 2 応接室

3 出席者

別紙のとおり

4 議事

(1) 開会

(2) 審議

介護サービス事業等の人員，設備及び運営に関する基準等について

(3) 報告

- ・福岡市介護支援ボランティア事業について
- ・福岡市高齢者保健福祉計画の実施状況について

(4) 閉会

5 議事録

(1) 開会

事務局： 【高齢者保健福祉専門分科会委員 24 名中 21 名が出席，過半数に達するため福岡市保健福祉審議会条例第 7 条第 9 項に基づき会議が成立すること，福岡市情報公開条例に基づく本会議の原則公開である旨の報告】

保健福祉局長： 【挨拶】

事務局： 【新たに就任した委員の紹介】

(2) 審議

事務局： 【専門分科会資料について確認】

会 長： 本日の審議は、福岡市長から「介護サービス事業等の人員，設備及び運営に関する基準等について」という諮問を受け，本分科会に新たに組織した条例委任検討部会にて，かなりタイトなスケジュールでご審議いただいている。

本日は条例委任検討部会長及び事務局より，これまでの審議内容とパブリック・コメント素案についてご報告を受け，同素案について各委員の意見を伺い，パブリック・コメント案として決定していきたい。

では，まず，条例委任検討部会長より説明をお願いします。

部会長： 【資料１により説明】

概略についてご報告申し上げる。資料１の２ページをご覧ください。

まず，「１ 条例制定の背景」について，これまで，介護サービス事業等の基準などは，厚生労働省令でその基準が定められ，全国一律に適用されてきたところだが，地域主権改革により，同基準を地方自治体の条例で定めることとなった。

次に「２ 部会での検討状況」については，平成２４年３月２９日から７月１７日まで合計４回にわたり部会を開催し，「中間報告(案)～パブリック・コメント素案～」まで検討した。

また，「３ 意見募集の概要と結果」のとおり，検討に先立ち，意見募集を２回行い，市民や事業者等から意見を丁寧に向った。

具体的な検討については，「４ 介護サービス事業等の基準を条例に定める際の基本方針等について」のとおり，まず，「(１)基準検討についての基本的な考え方」と，「(２)介護サービス事業等を条例に定める際の基本方針」を定めた。

その上で，意見募集で出された項目と事務局提案の項目の合計５０項目について，介護サービス事業等の基準を条例に定める際の基本方針等に基づき，福岡市の独自基準を定めるかどうかを，詳細に検討した。

その結果，「９ 上記検討項目の対応」として，条例等で福岡市の独自基準を規定するものとした２３項目について，「パブリック・コメント」を行うものの案をとりまとめた。

参考に，５０項目の検討詳細は，別添１のとおりである。

以上が部会における検討状況の概略である。

検討内容の詳細は，「資料２ 中間報告(案)～パブリック・コメント素案について～」にて，引き続き事務局より説明する。

事務局： 【資料２により説明】

資料２の２ページの「１ 条例制定の背景」のとおり，介護サービス事業等の基準については，これまで厚生労働省令で最低基準が定められ，全国一律の基準でサービスが提供されてきたが，地域主権改革により，地方自治体の条例で定めることとなった。

なお，基準は，「２ 厚生労働省令で示された基準の分類」のとおり，「従うべき基準」，「標準」，「参酌すべき基準」に分類され，福岡市の実情に応じた内容を定めることができるとされている。

具体的な基準省令については，「３ 新たに福岡市条例で定めることとなる基準」に示すとおりである。１２件の厚生労働省令によりサービスの種類ごとに基準

が示されており、その全てを福岡市条例にて定めることとなっている。

なお、居宅介護支援、介護予防支援の基準の条例委任については、現在、国会で審議中である。

基準の内容については、「4 条例で定める基準の主な内容」にて、例として特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）の基準の内容を示している。基準は主に、基本方針、人員基準、設備基準、運営基準の4項目から構成されており、条例では同様の項目を定める必要がある。

検討の経緯については、「5 条例制定についての検討状況」のとおり、3月29日に福岡市長から本審議会への諮問を受け、高齢者保健福祉専門分科会を1回、条例委任検討部会を4回開催し、条例の内容を検討・審議している。

また、3ページ「6 意見募集の概要と結果」のとおり、意見募集を2回実施し、事業者や関連団体から意見をいただいている。それぞれの意見募集で集まった意見は、別添2、別添3にまとめているので参照されたい。

具体的な内容を検討するにあたっては、「7 介護サービス事業等の基準を条例に定める際の基本方針等について」のとおり、まず「(1) 基準の検討についての基本的な考え方」を定めた。具体的には、①介護報酬等の変更は行わない、②従うべき基準は、基本的に変更しない（変更する場合は介護報酬にかかわらない軽微なもの、または、すでに福岡市が国基準を上回る内容で実施しているものとする。）、③参酌すべき基準を重点的に検討する、の3つである。

次に、検討を進める上で、「(2) 介護サービス事業等を条例に定める際の基本方針」を定めた。具体的には、①厚生労働省が示している各基準省令ごとに条例を定める（今回は合計で12件の条例を定めることとなる）、②福岡市の実情を踏まえ、独自基準を定めることがより適切と判断した内容を除き、現在の国の基準を引き続き条例上の基準とする、③福岡市の独自基準は、市民や事業者等の意見募集の内容等を参照しつつ、個別具体的に検討して定める、としている。

「8 福岡市独自基準を定めることについて検討した項目数」については、まず、意見募集で出た24項目と、事務局から提案した26項目の合計50項目について検討している。

検討の結果、50項目を「9 上記検討項目の対応」のとおり3つに分類した。

「A 条例等で福岡市独自基準を規定するもの」が23項目、「B 要綱等の運用で福岡市が対応するもの」が10項目、「C 現行の国基準どおり」で対応するものが17項目である。

このうち、「A 条例等で福岡市独自基準を規定するもの」について、パブリック・コメントを実施予定であり、例として3ページ右側に4項目を示している。

1点目は、介護サービス事業所等の役員等が暴力団排除条例に定める暴力団等でない旨の規定を追加するものである。

2点目は特別養護老人ホームの居室の定員について緩和するものである。居室の定員は1人とされているが、現在の多床室利用者の負担増や、施設の改築・改修の際に多床室が必要な場合が想定されるため、例外として、4人以下とすることができると規定するものである。

3点目が非常災害対策について、施設サービス等で立地条件等を個別に検討し予想される災害の種別（例：地震、風水害、土砂災害等）に応じて具体的な計画を作成することを規定するものである。また、その他の災害については、個別に計画作成の努力義務を規定するものである。

4点目が、サービス提供記録等の保存期限を2年から5年に延長するものである。なお、書類の保存場所の確保等の事業者負担の軽減に配慮し、介護報酬請求に関連する書類を5年、その他の書類を現行どおり2年とした。

4ページ以降には、「福岡市独自基準案」として23項目全てを同様の形式で掲載した。

次に、今回、福岡市独自基準案を検討するにあたっての、福岡市の特徴的な取

組み等を紹介する。

まず、意見募集を2回実施したことである。特に、2回目の意見募集では、別添3の8ページ「条例案作成を検討するにあたっての基本的な考え方」、9ページ「条例案作成にあたっての検討項目（案）」、10ページ「第1回目の意見募集で寄せられた主な意見」、11ページ以降「指定介護老人福祉施設における基準省令の整理」を示して、意見を募集した。これは、他の自治体にはない取組みである。また、これらの資料を、5月下旬～6月上旬の介護サービス事業者への集団指導に際して配付した。次に、資料2の3ページのように、条例制定の際の基本方針を明確に示している自治体は少ない状況である。

また、福岡市よりも先行してパブリック・コメントを実施した自治体の独自基準の状況は10項目未満がほとんどであり、福岡市の項目数は、かなり多いのではないかと考えている。以上3点が特徴的な取組みである。

最後に、資料2の10ページ以降に、「A 条例等で福岡市独自基準を規定するもの」の対象サービスごとに列挙した表を添付した。

なお、別添1の6ページ以降に、「B 要綱等の運用で福岡市が対応するもの」、「C 現行の国基準どおり」とするものの検討内容についても掲載しているので、参照されたい。

会 長： 実質的には、地域主権改革によって福岡市独自の条例を制定するということであり、資料2の3ページ「7 介護サービス事業等の基準を条例に定める際の基本方針等について」の「(1)基本的な考え方」、「(2)条例に定める際の基本方針」の2つに基づき検討していくということである。

実際的には現厚生労働省令の基準を踏襲するというものが大半で、分量は多いが、福岡市が独自に基準を定めるものはかなり限りがあると思う。福岡市が独自に基準を定める23項目、パブリック・コメント素案として一番大事な部分について委員の意見を特に伺いたい。

まず、2回の意見募集について、何か意見はあるか。周到に2回意見募集し、資料も他都市にはない詳細なものを提示したという事務局報告だったが、これでは足りないという意見はあるか。2回の意見募集で寄せられた48件の意見について詳細に検討したということで、ご了承いただけるか。

委 員： 【了承】

会 長： では、意見募集については概ねと承認いただいた。

予め2ページの「2 厚生労働省令で示された基準の分類」が提示されているので、これを逸脱することはないが、資料2の3ページの「7 介護サービス事業等の基準を条例に定める際の基本方針等について」、(1)はともかく、(2)①～③について、文言や内容について、コメントや意見はあるか。

委 員： 【意見無し】

会 長： では、この「(1)基本的な考え方」、「(2)条例に定める際の基本方針」については、これでよろしいか。

委 員： 【了承】

会 長： では、この件についてもご了承いただいた。

次に、今回、福岡市で独自基準を定めることについて検討することにした50項目のうち、「A 条例等で福岡市独自基準を規定するもの」23項目、「B 要綱等の運用で福岡市が対応するもの」10項目、「C 現行の国基準どおり」17件のう

ち、特に今回は、Aの23項目をパブリック・コメント素案としたいということなので、これを中心に委員の意見を伺いたい。

3ページ右側、4ページ以降について、個々に意見を伺いたい。

まず、3ページ右側の4項目について意見はないか。

また、意見について、コメントや回答があれば、部会からも伺いたい。

委員： 「特別養護老人ホームの居室の定員」の居室の定員の緩和について、基準設置の理由で「施設の改築・改修にあたり多床室が必要な状況も想定されるため」と表現されている。

現在、特別養護老人ホームの新築計画が多い中、昨年度、現行の高齢保健福祉計画策定時にも、本分科会で多床室が必要ではないかという議論になったが、その際には厚生労働省の方針から、個室でいくということになった。

今回の基準緩和は、改築・改修の場合のみということか。

事務局： 基本的には、厚生労働省もユニット型個室の整備を推進しているが、今後、多床室の改築・改修等の中で、居住費の問題等から多床室を建設せざるを得ないことを想定している。なお、全国的にもこのような形での例外規定として考えられている状況にある。

委員： いわゆる、福岡市として方針の変更ではない、ということか。

事務局： そのとおりである。

会長： ユニットケアについては、最近、様々な議論が出ていることは事実である。

まず、非常に建設コストがかかり、利用者の負担増につながっている。また、特別養護老人ホーム入所者は、入所後数年で居室から出ることが困難になる人が多く、ユニット型で整備した広大なスペースがほとんど使用されず、建築コストが無駄になり、またスタッフが行き来する動線が無駄になる。このようなことから、「業態、機能のことを鑑み、ハードの面について多様性があっていいのでは。」という意見は厚生労働省でも出ていると聞いている。そのような議論を踏まえてのことだと思う。

「施設の改築・改修」は、元々ユニット型の施設を多床室へ変更してもいいという趣旨か。それとも、元々多床室の施設を多床室として維持してもいい、という趣旨か。

事務局： 現在の厚生労働省の誘導策では、多床室の施設であっても、建替えの際には補助金を出すのでユニット型の施設に移行してほしいということであると思うが、元々多床室の施設について、現実的には入所者の居住費の問題等からユニット型施設への移行に対応できない場合を想定し、例外的に規定する趣旨である。

会長： 元々多床室の施設であることが前提で、ユニット型の施設が多床室の施設に変わる、という趣旨ではないということか。

事務局： そのとおりである。

委員： 部会でも、施設には多様性があった方がいいのではないかと意見があり、厚生労働省担当課長に直接問い合わせたところ、厚生労働省としては、プライバシーへの配慮もあり、ユニットケアを基本として推進するとのことだった。

福岡市では、様々な意見が出てきたことを踏まえて、古い施設を多床室に建て替える場合は、補助金は出ないが、福岡市としては条例で多様性を認める趣旨で

あると捉えてよいか。

事務局： 最終的には、建て替える法人の意向になると思うが、やむを得ず多床室を整備する場合も起こり得ると考え、多くの自治体も同様の規定を設けていく状況の中で、福岡市でも多床室を整備する場合を想定し、このような規定を設けておくこと考えた。

会 長： 将来的には様々なことが想定されるので、曖昧だと今後の運用面での懸念がある一方、後で裁量が利くという面もある。ユニットケアという基本の線を崩さず、その中で既存の多床室の改築・改修の際、現有の範囲内で考慮するという解釈でいいか。

事務局： そのとおりである。

会 長： 個人的には、許認可権が市町村に降りてくると、裁量が却って硬直化し、融通が利かなくなるおそれがあるので、もう少し曖昧でもいいと思うが、文言について、これでよろしいか。

委 員： 【了承】

会 長： 非常災害対策については、東日本大震災以来、「想定外」という言葉が流行した。「予想される災害の種別」とあるが、災害というのはこの中におさまるのか、議論の残るところと思うが、部会での議論はどうだったのか。

事務局： 細かい災害の種別までは議論はなかったが、詳細については、今後、要綱や解釈通知等の運用の中で対応していくことになる。

会 長： 「サービス提供記録の保存期限」について、対象は紙媒体だけか。それとも、電子媒体も含むのか。

事務局： 電子媒体も含めてである。自治体によっては一律5年としているが、福岡市は、事業所での書類の保存場所の確保等に配慮し、介護報酬関連書類のみ5年とした。

委 員： 「暴力団の排除」について、福岡市では暴力団絡みの問題が起こっており、市を挙げて暴力団の排除に取り組んでいる。資料で「役員など」とあるが、具体的には、従業員やその家族が暴力団員構成員である等、様々なケースが想定される。福岡市はどこまで想定しているのか。

事務局： 現行でも福岡市暴力団排除条例を適用しているが、法人役員、施設長まで対応している。一例を挙げると、特別養護老人ホームの整備の提案事業者については、福岡県警に問い合わせている。

委 員： 暴力団員の家族が施設従業員だったら、どう考えるのか。現在、金融機関は融資時に暴力団員だけでなく、家族、保証人などかなり厳しく審査し、排除している。きちんと整理しておかないと、後々運用時に困るのではないか。

事務局： 従業員については調べる術がない。この規定は、法人の利益が暴力団に流れるのを防ぐという趣旨で設けられており、このため対象を法人役員、施設長としている。

会 長： 個人情報の問題もあり、職員の身元まで調べることは難しい。また、家族まで網をかけるという指摘も受けたが、今の事務局の説明で、法人役員、施設長までとまずはお考えいただきたい。

次に、4ページの1～9の項目で、3ページ右側の例と重複する部分を除き、意見をお伺いする。

委 員： 【意見無し】

会 長： 3の「グループホームの居室の面積」については、現行より面積を大きくするという趣旨か。

事務局： 現行の国基準は1部屋約4.5畳で、福岡市は現行でも約6畳を公募要件としている。福岡市が既に取り組んでいるものを条例に規定するものである。

会 長： 厚生労働省の方針では、多床室ではプライバシーが守れないので、ユニットケアを基本とし、多床室であってもプライバシーに配慮するということだが、スペースをある程度仕切るなどのプライバシーの配慮について、こうでないといけないというものはあるか。

事務局： 各施設の居室状況は様々なため、努力規定として考えている。

会 長： 特に項目の5～8については、施設整備についての規定だが、福岡市では既に実行しているものはあるのか。

事務局： 特別養護老人ホームは公募要件にしているが、今後は他の施設も要件とし、整備していきたいと考えている。

会 長： 施設を経営されている委員から意見を伺いたい。
汚物処理室は鍵をつけるのか。

事務局： そこまでは規定していない。

会 長： 他に意見がなければ、6ページの9～12の項目について意見を伺う。

委 員： 【意見無し】

会 長： 既に実施していることを具体的に文章化したということでもいいか。

委 員： 【了承】

会 長： 次に、7ページの13～16の項目について意見をお伺いする。
研修会の確保等、既に施設で実施され、あえて議論する必要もないと思うが、文言等で気になる部分はないか。

委 員： 【意見無し】

会 長： では、8ページ以降について意見を伺う。

会 長： 18の「重要事項の掲示」について、閲覧でも可能としているのは、掲示する場所が足りないということか。

事務局： 在宅サービス事業所などは小規模な事業所が多いため掲示スペースが少なく、閲覧を可とした方が現実的な対応ということで追加した。

会 長： 19 の「事故発生の防止の対応」、20 の「事故発生時の対応」について、どのような範囲を「事故」と規定するのか。この文言だけでよいのか。

事務局： 文言は整理するが、基本的には医療機関に受診したものと考えている。

会 長： 入所者が医療機関に受診し数日後に死亡したため、施設職員が検挙された事例が新聞に載っていたと記憶している。ドアに指をつめたような怪我から重篤なものまで様々だが、この点について部会で議論はあったか。

事務局： 部会での議論はなかったが、福岡県が事故の定義や報告に関する細かいマニュアルを示しており、それに基づき事業者は自治体に報告することとなっている。

会 長： それに基づき、福岡市も踏襲することになるのか。

事務局： そのとおりである。19 の＜現行法令＞は「規定なし」としているが、特別養護老人ホームと介護老人保健施設には基準省令に規定がある。特定施設や短期入所など入所系サービスに近いが、その規定がないため、特別養護老人ホーム等に合わせるという趣旨の規定の整備である。

会 長： 利用者及びその家族との関係など相対的な問題もあり、線を引くのは難しいが、福岡県の基準を事業者に読み込んでいただき、対応していただくことになる。では、9 ページの 21～23 の項目について、意見を伺う。

委 員： 23 の「サービス提供記録等の保存期限」について、「その他の書類（苦情・事故発生時の対応記録等）は現行どおり 2 年」とあるが、施設によっては事故が多いところもあるので、5 年は保存した方がいいと考える。
また、暴力団排除の項目では、役員だけでなく、取引先、従業員まで含め、暴力団排除を規定とすべきと考える。

会 長： まず、「サービス提供記録等の保存期限」について、5 年と 2 年に分けたことについて、部会で議論はあったか。

事務局： 部会では、「事業者の書類の保存場所の問題があるので、考慮してほしい」とのご要望をいただいた。

委 員： 苦情・事故の発生はどちらかというと、その発生時に問題となることが多く、2 年で適切ではないかと考える。また、小規模事業所も多く、保存場所に苦慮しており、いづらかでも減らせるとありがたい。

事務局： 保存期限は、利用者との契約が終了してから 2 年なので、利用期間が長い利用者だと、膨大な量になると考えている。

委 員： 5 年保存するのは介護報酬に関する書類に限定されているが、介護報酬を請求すれば行政に控えが残るので、事業者側で保存する必要があるのか。

事務局： 介護報酬を請求する元になる書類を 5 年とした。

委 員： カルテのことか。それであれば了解する。

委 員： トラブルになった場合、2年はすぐに経つ。5年でも短い、5年なら仕方ないと思う。苦情・事故について改善のための保存ならば2年では良くないと思う。他の市町村で一律5年としているところもあり、また、苦情・事故発生への対応は一番大事だと思うので、ぜひ5年でお願いしたい。

会 長： どこで線を引くかということだが、委員の意見に従っていきたいが、いかがか。2年でいいという人は挙手をお願いする。

委 員： 【挙手】

会 長： 5年が望ましいという人は挙手をお願いする。

委 員： 【挙手】

委 員： 当初5年と2年に分けるのは混乱が生じるので、5年で統一した方がいいと思ったが、契約終了後から2年と聞き、小規模事業所を配慮すれば2年でいいと自分では整理していた。どちらが良いか判断が難しかったので、挙手しなかった。

会 長： 利用期間が10年となると、利用記録も紙、電子とも相当な量になる。いずれにせよ保管場所の問題は伴うが、2年と5年に分けることについて、合理的な理由があるのか判断が難しい。委員の意見としては、5年は確保しておいた方がよいということではよろしいか。2年がいいという意見も遠慮なくいただきたい。

委 員： 苦情・事故発生時の対応について、利用者と事業者の間にいろいろな問題がある。2年はとても短く、書類を見せてほしいと依頼しても「廃棄した」と断られてしまうので、少し役所的ではないかと思う。電子媒体での保存も可能なので、他の自治体のように、5年保存でお願いしたい。

会 長： 介護報酬の不正請求は何年遡及するのか。

事務局： 5年である。

会 長： やはり5年は必要である。苦情であろうと何であろうと、対応について費用が絡むケースもあり得る。

委 員： 苦情は利用中に発生するものなので、契約終了後に苦情や事故発生時の記録が必要な場合が出てくるのかという気がする。

部会長： 事故発生時、事業所は「医療機関に受診したら保険者（福岡市）に届け出ねばならない」と以前から規定されているが、保険者（福岡市）への届出書類は何年保存されるか。

事務局： 書類は5年保存だが、データを電子化して永年保存している。

部会長： 不正請求の裏付資料として必要なので介護報酬請求関係書類については5年、その他の書類については2年で、部会の結論として専門分科会に報告することとした。しかし、苦情・事故発生時の対応記録については、事業所としての証拠書

類にもなるので、書類の保存場所に困らないのであれば、苦情・事故発生時についても一律5年としてもいいのではないかと思います。委員の意見もお伺いしたい。

会 長： 私自身、医事調停に関わっているが、書類は全て5年保存であり、最低そこまですべて遡及する。昨今、非常に調停が多く、事例が終わって数年経過してからという事案もある。介護保険制度も今後、そうなっていくと思われる。

そのような事情や、部会長の意見も踏まえ、専門分科会としては、書類の保存期限は一律5年としたいが、いかがか。

委 員： 【了承】

会 長： 1の「暴力団の排除」について、役員から、従業員、取引先までを含めるべきとの意見があった。どこまでを範囲とするかについて、取引先や従業員等の身元が分かっているならば対応可能だが、事業者で身辺調査まで可能なのか。

委 員： 大事なものは、「福岡市が決めているので、雇えない」と事業者が主体的に言えるようにすることだ。調べる、調べないではなく、福岡市としてきちんと制度を突きつけるべきだ。暴力団は、お金があるところに入り込む。福祉はお金になると、非常に標的にされている。一度暴力団に入り込まれたら、事業者はずっと暴力団と取引ししなければならなくなるので、福岡市としては制度をきちんと定めておくべきである。そうすれば、何かあった時に対応できる。暴力団には徹底的に対応すべきと思う。

会 長： 暴力団排除は社会的趨勢で当然のことであるので、どのような文言で規定するかということだが、「役員など」は後でト書き等による解説を付けるか、「範囲はこういうものが該当する」と入れるか、「役員など」という表現に留めるかどうか。いかがか。

委 員： 文言の最後に「取引業者並びに従業員から暴力団を排除すること」と入れればいいのではないと思うが、どうか。

事務局： 従業員については、基本的な問題として、職業選択の基本的人権にかかわる部分があるので、慎重に検討する必要があると考えている。

部会長： 事務局の説明どおり、「役員など」とは、法人役員と施設長つまり管理者に暴力団構成員でないことを求める、というものだった。施設長は理事の一人になる可能性が高いので、少なくとも法人の重要な運営に関わる人から暴力団を排除することを明示している。暴力団構成員については、しかるべきところに尋ねればある程度の情報は教えてくれると思う。ただし、その場合は線引きが難しい。現役の構成員と、昔構成員だったというのは違う。この点については意見を十分踏まえた上で、もう少し考えた方がいいと思う。なお、施設等の納入業者は、現在も暴力団関係業者と取引できないようになっている。

委 員： 役員として排除することは構わないが、最近の暴力団は、本人は表に出ず、妻など家族を代表者にする場合があるので、これは排除しないと、後々大変である。少なくとも、暴力団とその家族を排除しておくなど線引きしておかないと後で困ることになるので、ここは再度深く検討する必要あると思う。

会 長： なかなか議論が尽きず、法律論も多少含まれるので、この中に文言を明確に入れるかどうかについては、少し検討させていただいて、後日書類等で各委員に意

見を伺うこととしたいが、それでよろしいか。

委 員： 【了解】

会 長： ご指摘は、各委員ももともと感じているようなので、どう表現するかということに尽きると思う。文言については後日お知らせして意見を伺う。時間的なこともあるので、この件については、会長に一任いただいてよろしいか。

委 員： 【了承】

会 長： 23 項目について全て意見を伺ったところである。

委員からの 2, 3 のご指摘について、文言に反映すべきかどうか精査し、各委員に、最終的に連絡申し上げる。

また、暴力団排除についても、再度各委員に伺うので、文言の最終チェックや意見反映の原案については、会長と条例委任検討部会長に一任していただいてよろしいか。

委 員： 【了承】

会 長： では、「中間報告（案）～パブリック・コメント素案～」については、大筋で了承いただいた。指示があった件の詳細については、再度文書にてお伺いするので、意見を出していただきたい。

事務局：（別添 4 によりスケジュール説明）

会 長： 第 2 委員会に報告する前の段階の素案を作らなければいけないので、それほど残された時間はない。場合によっては、分科会で出た意見として附記した審議会報告になるかもしれない。いずれにしても、この分科会の意見を取りまとめて審議会報告としたいと考えている。

(3) 報告

会 長： 資料 3 について、事務局より報告されたい。

事務局： 【資料 3 により説明】

委 員： ボランティア会員を 65 歳以上に限っているのはいかがなものか。体力的にも 65 歳は厳しいので、もう少し 50 歳くらいから会員を広げるのはいかがか。

事務局： 介護予防を主な目的にしているので、対象者は 65 歳以上とした。他の自治体でもそうである。

委 員： 5,000 ポイントが限度とされているが、一日 200 ポイント付与されるのであれば、1 年に 25 回、月 2, 3 回程度のボランティア活動になる。ポイント付与の上限を最低 10,000 ポイントにすれば、1 週間に 1 度の活動が可能なので、リズムができると思う。

65 歳以上でも元気で素晴らしい人はいるので、そのエネルギーを使えないかと思う。このボランティア制度に勝るものをどんどん作っていただきたい。

会 長： 次年度以降の実施にあたり，よく検討していただきたい。
本日はご要望としてお伺いした。

委 員： 活動場所は介護保険施設等ということだが，私は，数年前，週に1回，年に30回程度，障がい者フレンドホームでボランティアをしていた。直接施設に交渉して活動した。同じ局の施設なので，そのような施設を含めることを，次年度以降の実施では，よく検討していただきたい。

会 長： ご要望としてお伺いした。

会 長： 次に，資料4について，事務局より報告されたい。

事務局： 【資料4により平成23年度高齢者保健福祉施策等の実績報告】
なお，参考に，平成24年度は，いきいきセンターふくおかの職員を121人から146人としており，約20%の増員となった。
また，平成23年度から，地域福祉ソーシャルワーカー・モデル事業を開始しており，孤立の予防体制づくりについて，今まさに取り組んでいる。

事務局： 【資料4により平成23年度の介護保険事業計画の実績報告】
なお，要介護認定を受けていてもサービスを利用していない人は2割程度いる。利用しない主な理由は，高齢者実態調査等によると，家族介護で足りている，医療機関に入院しているなどである。
介護サービスの利用状況について，どのサービスも利用者は増えているが，特に，通所介護，福祉用具貸与が大きく伸びている。

会 長： ただいまの報告について，何か質問はあるか。

委 員： 18ページ「災害時要援護者への支援体制整備」で，覚書締結自治協議会は増えてきているが，締結していない自治協議会の状況はいかがか。必要ないと言われているのか，また，福岡市から働きかけているのか。

事務局： 締結数が急激に増えているのは東日本震災が契機となり，意識が高まったためと思われる。一方で，思うように進んでいない地域があったり，また，逆に，既に要援護者情報と同等の情報を把握・共有している地域もある。
したがって，福岡市としては，これから，より地域に働きかけることで，覚書を交わせる地域が増えていくと考えている。

委 員： 今後，協定締結について，働きかけていくということによいか。

事務局： そうである。

委 員： 福岡市の担当部署はどこか。

事務局： 各校区の自治協議会との窓口となる，各区地域支援課となる。

会 長： よかドックは好調か。

事務局： 6ページによかドック受診者を掲載しているが，22年度と比較し23年度は受診者数が増え，24年度については，福岡市医師会とますます強力に連携した結果，受診者は7月末で1万人を突破しており，今のところ，昨年度比で2倍近く受診

いただいている。これからも鋭意推進していく。

会 長： では、本日の議題，報告はすべて終了したので，事務局にマイクをお返しする。
素案はのちほど照会するので，よろしく。ただし時間がないということは申し添えておく。

事務局： 本日はありがとうございました。
次回の分科会日程調整のため，配付した日程調整はがきを後日ご返信されたい。

(4) 閉会

【別紙】出席者一覧

1 高齢者保健福祉専門分科会委員（※五十音順）

氏名	役職・専門分野等	備考
阿部 正剛	福岡市議会第2委員会委員	
石田 重森	福岡大学名誉学長	副分科会長
泉 賢祐	公益社団法人福岡県社会福祉士会会員	条例委任検討部会委員
伊藤 豪	福岡大学商学部准教授	条例委任検討部会委員
今林 栄子	第2号被保険者	
内田 秀俊	公益社団法人認知症の人と家族の会福岡県支部代表	
加藤 めぐみ	福岡市老人福祉施設協議会代表	条例委任検討部会委員
鬼崎 信好	久留米大学文学部社会福祉学科教授	条例委任検討部会 部会長
佐藤 英美子	第1号被保険者	
柴口 里則	社団法人福岡県介護支援専門員協会副会長	条例委任検討部会委員
白津 陽一	第1号被保険者	
高山 博光	福岡市議会第2委員会委員	
田代 多恵子	公益社団法人福岡県看護協会専務理事	条例委任検討部会委員
田代 芳樹	株式会社西日本新聞社論説委員会委員	条例委任検討部会委員
手塚 裕一	社団法人福岡県高齢者能力活用センター事務局長	
中野 千恵	公益社団法人福岡県介護福祉士会副会長	条例委任検討部会委員
長柄 均	一般社団法人福岡市医師会副会長	分科会長
浜崎 太郎	福岡市議会第2委員会委員	
松尾 龍人	福岡市民生委員児童委員協議会常任理事	
松田 潤嗣	社会福祉法人福岡市社会福祉協議会常務理事	
山根 哲男	福岡市介護保険事業者協議会会長	条例委任検討部会委員

2 福岡市保健福祉局（※組織順）

氏 名	所 属
中島 淳一郎	福岡市保健福祉局長
恒吉 香保子	福岡市保健福祉局理事
峯田 太史	福岡市保健福祉局総務部長
福永 たつ子	福岡市保健福祉局総務部政策推進課長
下川 祥二	福岡市保健福祉局保健医療部長
古川 勝則	福岡市保健福祉局保健医療部保健予防課長
新徳 重昭	福岡市保健福祉局健康福祉のまちづくり部長
高木 三郎	福岡市保健福祉局地域福祉課長
佐藤 文子	福岡市保健福祉局地域保健課長
辻野 初子	福岡市保健福祉局健康増進課長
榎本 精治	福岡市保健福祉局高齢者・障がい者部長
矢野 俊治	福岡市保健福祉局高齢者・障がい者部高齢者施設支援課長
宮田 英生	福岡市保健福祉局高齢者・障がい者部介護保険課長